

主 文

原判決を破棄する。  
被告人を懲役一年六月に処する。  
原審における未決勾留日数中一五〇日を右の刑に算入する。  
押収してあるゴム印一個（昭和五二年押第六六一号の一）、角印一個（同号の二）、丸印一個（同号の三）及び約束手形一通（同号の七）の偽造部分はいずれもこれを没収する。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護人小林健二の提出した控訴趣意書に、これに対する答弁は検察官中野林之助の提出した答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用する。

これらに対し当裁判所は次のとおり判断する。

一、控訴趣意第一点（事実誤認の主張）について検討すると、所論は要するに、被告人がA株式会社とB新聞社の共同振出にかゝる額面二〇億円の約束手形を作成したのは、亡Cを介して知ったDの発明した「相対性循環燃焼火力発電機」の開発に国家的使命感を持ち、その開発や事業化のための資金提供を捜し出すことを目的としたもので、その方法は本件手形の割引を依頼する形に近付き、その者がB新聞社へ問い合わせをする前に同人に事情を説明し、右開発の出資方を依頼する考えであつたのであるから、右手形の作成に当つては、被告人には同手形を本来の用法に従つて使用する目的がなかつたのであり、またEことEに右手形を呈示したのもそのような趣旨であつたばかりでなく、本件手形の二〇億円の額面の記載は、既にB新聞社振出の約束手形がすべて偽造であることをF学会の組織を通じて調査し確知していた前記Eから被告人が無理に記入させられ、次いで同手形を呈示するよう仕向けられたのであり、もともと被告人はその額面が高額にすぎると確信していたのであるから、本件約束手形を作成するに被告人には「行使の目的」を欠き、また被告人が同手形を右Eに呈示した行為は「行使」に当らないのに、原判決が被告人に有価証券偽造、同行使罪の成立を認めたとはいふに、この経験則に違反し、あるいは審理不尽による重大な事実誤認である、というのである。

そこで、本件記録を調査し、当審における事実取調の結果をも参酌して検討すると、原判決挙示の各証拠によれば、被告人は昭和五一年六月末頃亡C（昭和五二年二月八日死亡）と知り合い、同業者として互に手形割引の仲介などをしてきたが、かねて被告人が休眠会社であるA株式会社の営業権を譲り受けていたところから、右Cと相談して東京都内にAの事務所を設け、銀行に当座取引の口座を開設し、約束手形を発行して割引に出す等して金員を得ようと考え、大阪市で友人を介して知り合つたGに対し、H商事のI氏の息子からAを分けてもらい、新しい燃料装置の特許を持つている右Cと共同で仕事を始めるについて融資してくれれば、右会社の役員にする等と嘘を言つて一五〇万円を出させたほか、和歌山県J協同組合専務理事をしているKを紹介させ、同人にも右同様の話を持ちかけ、右特許を事業化する際は関西地区の代理店にしてやる等と申し向けて五〇〇万円を融資させ、同年一月一四日頃東京都港区a b丁目c番d号LビルにAの事務所を開き、代表取締役を被告人、取締役をC等とする変更登記をするとともに、同月末M銀行N支店に当座取引の口座を開設し、同銀行から約束手形用紙を受け取り、早速A振出名義の約束手形を作成して割引に出したが、成功しなかつたこと、同年一月五日頃大阪市f区g町h番地の前記G方で、同人がAの振出した約束手形に信用のある宗教団体などの保証があれば割引しやすいのではないかと言ひ出したことから、被告人はCとも連絡し、Cが以前取引したことで知つていたB新聞社管理局長Oの氏名を勝手に使用することを考え、Cにおいて右Oを訪問して新たに同人の名刺を入手してその身分等を確認したうえ、被告人において福岡市のC方で同人の妻から以前の取引の際のOからの注文書等を受取り、これに押捺されたゴム印等を見本にして、同市内の印刷屋二軒で知人を介し「東京都新宿区i町j番地B新聞社管理局長O」と刻したゴム印（昭和五二年押第六六一号の一）、「B新聞社印」と刻した角印（同号の二）、「O」と刻した丸印（同号の三）を作成入手し、同月一二日頃前記G方で、この手形が割れば一生食つて行けるだけの金をやる等と云つてGに用意させたスタンプ台を利用し、Aの約束手形の裏書人欄に右各印を押捺し、翌一三日Gと共にKに対し右裏書部分のみを示して三〇億円の枠の中で割引先を捜してもらいたいと依頼したが、Kから共同振出の形式の方が割引しやすいと言われたこともあつて翌



二、しかし、所論に鑑み職権をもつて検討すると、〇、Eの司法警察員並びに  
検察官に対する各供述調書によれば、Eは、一月二日頃かねて知り合いの前記  
Eから電話で、AとB新聞社の共同振出にかゝる額面二〇億円、支払期限昭和五二  
年五月二五日の約束手形があるが、割引いてもらえないかとの依頼を受け、更  
日B新聞社の代表者として管理局長〇が振出名義人となつてこのとや手形番  
の詳細についても連絡を受けたところ、同人は古くからのF学会の会員であつた  
とから、同学会の組織を通じ同学会機関紙であるB新聞社について手形振出の真  
を調査しようと考え、同月二五日同学会関西センターを通じ〇に確めたところ、  
のような約束手形振出の事実はない旨の返答を受けたので、翌二六日上京し直  
と面談の結果、同新聞社はかつて約束手形を振出したことはなく、本件手形は偽  
であることを確信するに至つたので、偶々翌二七日前記Qの計らいで被告人に紹  
されたのを機に更に約束手形の内容を被告人から問い質し、確認のため約束手形  
現物を見せてもらうこととし、同月二九日前〈要旨〉記ホテルTにおいて本件偽  
約束手形の呈示を受けたことを認めることができるから、前示の〈要旨〉ように、  
被告人は本件偽造にかゝる約束手形を真正なもののように装つてEに呈示した際、  
はそれが偽造されたものであることを知つていたことが明らかであるところ、  
有価証券行使罪の保護法益が有価証券に対する公共的信用を確保し、取引秩序  
全を保護することであり、従つて行使とは当該偽造有価証券を真正なものとし  
造であることの情を知らない相手方に呈示する等その内容を認識させ、又は認  
うる状態におくことをいうものと解すべきであるから、その偽造であること  
知つている者に対し、そのことを気付かず真正を装つて呈示する等行使の行  
た場合は行使の履行行為は完了するが、法益侵害の結果を生ぜず、行使罪の  
件を充足するに至らないので、未遂に止るものと解するのが相当であるから、  
人のEに対する本件偽造約束手形の呈示も偽造有価証券行使未遂罪を構成す  
というべきであるところ、原判決はこれにつき、同行使罪の既遂の事実を認  
その旨の法令を適用しているから、原判決には判決に影響を及ぼすべき重  
の誤認があり、ひいて法令適用の誤りを犯したものであり、破棄すべ  
なければならない。

三、よつて、弁護人のその余の控訴趣意（量刑不当）についての判断を省略  
し、刑訴法三九七条一項、三八二条、三八〇条により原判決を破棄したう  
四〇〇条但書に従い、当裁判所において次のとおり自判する。

原判決挙示の各証拠および当審公判廷における被告人の供述を総合し次の事実を  
認める。

（罪となるべき事実）

被告人は、昭和五一年一〇月一四日頃それまで殆ど活動していないA株式会社の  
代表取締役となつたが、亡C（昭和五二年二月八日死亡）、Gと共謀のう  
株式会社とB新聞社の共同振出の約束手形を偽造してこれを割引に出し、金員を得  
ようと企て、同年一一月一四日頃、大阪市f区g町h番地の右G方において、行使  
の目的をもつて、勝手に、手形番号〇〇△△△△△、支払場所株式会社M銀行N支  
店、振出人東京都港区a b丁目c番d号A株式会社代表取締役Pと印刷された手形  
用紙の振出人欄右横の空白部分に、共同振出人として予め用意した「東京都新宿区  
i町j番地B新聞社管理局長〇」と刻したゴム印（昭和五二年押第六六一号の一）  
を押捺し、その名下に同様用意した「〇」と刻した丸印（同号の三）を押捺したう  
え、右ゴム印の印影の上に同様用意した「B新聞社印」と刻した角印（同号の二）  
を押捺し、同月二八日頃前回G方において、右手形用紙の金額欄にチェックライタ  
ーを使つて「¥2. 000. 000. 000」と記入し、支払期日欄に「52.  
5. 25」と記入し、もつて、額面を二〇億円、支払期日を昭和五二年五月工五日  
とするA株式会社とB新聞社の共同振出にかゝる約束手形一通（同号の七）の偽造  
を遂げ、同月二九日、大阪市k区l m丁目n番o号ホテルT二階コーヒーショップ  
内において、EことEに対して右偽造にかゝる約束手形を真正に成立したもののよ  
うに装つて呈示しこれを行しようとしたが、右Eは、当時前記〇と連絡して右約  
束手形の偽造であることを確認していたため、行使の目的を遂げなかつたも  
のである。

（法令の適用）

被告人の判示所為中、有価証券偽造の点は刑法六〇条、一六二条一項に、偽造有  
価証券行使未遂の点は同法六〇条、一六三条二項、一項にそれぞれ該当するこ  
ろ、有価証券偽造の罪と同行使未遂の罪とは互に手段結果の関係にあるから同法五  
四条一項後段、一〇条により一罪として犯情の重い有価証券偽造罪の刑で処断する

こととするが、被告人の本件犯行は信用の厚い著名な宗教団体の機関紙の発行会社の名を騙り、高額の手形を偽造し、行使しようとしたものであつて、有価証券の信用を害し、また関係者個人にも多大の迷惑を及ぼした悪質な犯行であり、しかも被告人は、昭和四八年八月一〇日東京高等裁判所において有印公文書偽造、同年行使、有印私文書偽造、無印私文書偽造、同行使、詐欺の罪により懲役三年、五年間刑執行猶予の判決を受け、現にその猶予期間中に類似の犯行をなしたことに照すと、被告人の刑責は重いというべきであるが、幸に実害が生じなかつたこと、現在深く反省していることその他幼少の子供二人を抱え病弱の妻が困窮した生活を余儀なくされていること等の事情を考慮し、所定刑期の範囲内で被告人を懲役一年六月に処し、同法二一条に従い、原審における未決勾留日数中一五〇日を右の刑に算入し、なお押収してあるゴム印一個（昭和五二年押第六六一号の一）、角印一個（同号の二）、丸印一個（同号の三）は判示有価証券偽造の犯行に供したもので被告人以外の者に属せず、また手形一通（同号の七）の偽造部分は判示有価証券偽造の犯行から生じたもので何人の所有をも許さないものであるから同法一九条一項二号、三号、二項によりいずれもこれを没収することとし、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 小松正富 裁判官 千葉和郎 裁判官 鈴木勝利）